

令和9年度 大学連携による地域活力創出事業 実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、市町村が東京圏（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）に所在する大学研究室と連携し、地域課題の解決や学生の地方への関係人口づくりを行い、もって、地域活力の創出を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2条 前条の目的を達成するため、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）は、市町村が東京圏に所在する大学研究室と連携して、地域課題の解決や学生の地方への関係人口づくりを行う取組に対して、補助をする。

(対象市町村)

第3条 本事業の対象は、市町村（東京圏に所在する市区町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市を除く。）とする。

(大学研究室の選定)

第4条 市町村は、連携する大学研究室を選定して、補助申請をする。

2. 財団は、市町村が地域課題の解決に向けた連携先となる東京圏に所在する大学研究室を選定する際の参考に資するよう、大学研究室の専門分野、地域課題解決に向けた取組分野その他必要な情報を取りまとめたリストを作成し、財団のホームページにおいて公表する。

(補助事業内容)

第5条 市町村が東京圏の大学研究室と連携し、学生が地域のフィールドワークや地域課題の調査・分析、課題解決に向けた提言及び実証的な取組を行うことを通じて、事業終了後も市町村が継続的に学生を受け入れる体制及び大学生が地方の関係人口として関わり続ける仕組み（ふるさと住民登録制度の導入等）の構築を図る。

2. 本事業の実施要件については、次の各号のすべてに該当するものとする。
 - (1) 学生が地域住民との交流（イベント参加、意見交換等）を通じて地域理解を深める機会を設けていること。
 - (2) 学生単独の活動ではなく、大学(研究室)としての活動を対象とすること。
また、単独の研究室との連携事業のみならず、複数の研究室で構成する場合の連携事業も対象とする。ただし、指導教員の指揮下での活動のみを対象とする。
 - (3) 学生による現地活動の延べ日数は、45日以上とすること。

- (4) 指導教員による現地活動の延べ日数は、2日以上とすること。
 - (5) 新規の取組又は既存事業を抜本的に拡充する取組であること。(既存事業の継続を目的とするものや、既存事業の単なる財源の付け替えとなるものは対象外とする。)
 - (6) 事業の進捗状況及び成果について、市町村のホームページ、SNS その他適切な媒体を活用して積極的に情報発信を行うこと。
 - (7) 補助対象事業について補助金等を国、独立行政法人、他の公益法人等から受けないものであること。
3. 補助金を交付する期間は、3か年度以内とする。

(補助対象経費)

第6条 本事業の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は次のとおりとする。

- (1) 学生及び指導教員等に係る旅費、宿泊費。
- (2) コーディネーター(中間支援組織等)への委託費、会議費、印刷製本費、原材料費、消耗品費その他の補助対象事業を実施するために要する経費(消費税及び地方消費税を含む。)

(補助額)

第7条 本事業の補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、1事業当たり250万円を上限額とする。

- 2. 大学研究室の取組において、施設等の改修に要する費用が生じる場合については、前項の上限額に150万円を加算することができる。
- 3. 補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第8条 補助対象期間は令和9年4月1日から令和10年2月18日までとする。

(事前相談)

第9条 本事業による補助金の交付を受けようとする市町村は、申請しようとする事業内容等について、申請書の提出前に事前相談を行うことができる。

- 2. 財団は、前項の事前相談において、地域課題や事業内容等を踏まえ、市町村に対して連携先となる大学研究室の紹介や事業実施計画等について必要な助言を行う。
- 3. 事前相談期間は、令和8年9月14日から令和8年12月4日までとする。

(補助金交付申請)

第10条 本事業による補助金の交付を受けようとする市町村は、大学連携による地域活力創出事業補助金交付申請書(様式第1)に3か年の地域活力創出計画を記載した書類を添えて財団に直接提出し、写しを所管する道府県に提出する。

(補助金交付申請期間)

第11条 補助金交付申請期間は令和8年11月2日から令和8年12月4日までとする。

2. 財団は、必要に応じて追加募集を実施することができる。

(補助金交付決定)

第12条 財団は、申請書類の提出があったときは、申請内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、令和9年2月初旬に補助金を交付する市町村を決定し、当該市町村に補助金交付決定を通知する。

2. 前項の補助金交付決定通知は、市町村に直接通知するものとし、併せて所管する道府県に通知する。

3. 市町村は、申請した事業内容等について、財団からの求めに応じて適宜説明を行うものとする。

(現地調査の実施)

第13条 財団は、前条第1項の補助金交付決定を受けた市町村(以下、「補助市町村」という。)に対して、補助対象期間内に、事業内容の助言を行うために、現地調査を実施することができるものとする。

(中間報告)

第14条 補助市町村は、大学連携による地域活力創出事業中間報告書(様式第2)に必要書類を添えて財団が指定する日までに提出するものとする。

2. 前項の報告のほか、財団は、補助市町村に対し補助対象事業の進捗状況等の報告を求めることができるものとし、補助市町村は、財団からの求めに応じて報告を行う。

(事業報告会)

第15条 財団は、事業報告会を開催し、補助市町村が実施する事業に対する助言を行う。

2. 財団は、前項の会議を開催するに当たって、補助市町村並びに大学研究室に対して、その出席を要請し、補助対象事業の実績及び成果に関する説明を求めることができる。

(実績報告および補助金交付請求)

第16条 補助市町村は、事業が完了した際は、大学連携による地域活力創出事業実績報告書(様式第3)及び大学連携による地域活力創出事業補助金交付請求書(様式第4)に必要書類を添えて財団に直接提出し、写しを所管する道府県に提出する。

(補助金の交付)

第17条 財団は、前条に掲げる書類の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、適正と認めた場合には、補助金の額を確定し、令和10年3月31日までに補助金を交付するものとする。

2. 財団は、補助金の概算払いは行わないものとする。

(事業の変更)

第18条 補助市町村は、第12条の補助金交付決定通知を受けた後、補助対象事業の内容変更、遅延、中止等が生じた場合には速やかに財団と協議し、大学連携による地域活力創出事業変更申請書(様式第5)(以下、「変更申請書」という。)に必要書類を添えて財団に直接提出し、写しを所管する道府県に提出する。

2. 財団は、前項の変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、その結果を補助市町村に直接通知するとともに、併せて所管する道府県にも通知する。

(取消・返還)

第19条 財団は、補助市町村が補助対象事業を中止した場合、補助対象事業以外の用途に補助金を使用したことが明らかになった場合など、補助することが適切でないと判断した際には、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2. 第1項に該当し補助金の交付決定を取り消された場合、当該補助市町村は既に交付を受けた補助金があるときは、これを財団に返還しなければならない。

(財団の調査への協力)

第20条 補助市町村は、事業終了後も財団による本事業に関する調査に協力するものとする。

(情報公開)

第21条 財団は、補助金の交付決定後、補助市町村の名称、事業の概要及び成果等について広く一般に公開できるものとする。

2. 補助市町村は、財団が運営するホームページ等に対する情報提供に協力するものとする。

(法令遵守)

第22条 補助市町村は、法令等を遵守し、誠実に本事業に係る業務を行うものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項は、別に定める。